

工事事故に関する評定基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、工事に起因して生じた事故（以下「工事事故」という。）に関する評定に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事区域 工事作業場内及びその隣接区域をいう。
- (2) 工事作業場 工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために周囲から明確に区分して使用する区域をいう。
- (3) 隣接区域 適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域をいう。
- (4) 工事関係者 受注者の現場従事職員のほか、受注者の指揮監督の下で当該工事の作業に従事する者をいう。
- (5) 輸送作業 共通仕様書の「安全管理」の規定に基づき、施工計画書に記載された請負者が行う輸送の作業をいう。
- (6) 工事関係者事故 工事区域における工事の作業（以下「工事作業」という。）に起因して工事関係者が死傷した事故及び輸送作業に起因して工事関係者が死傷した事故をいう。
- (7) 公衆損害事故 死傷公衆損害事故及び物損公衆損害事故をいう。
- (8) 死傷公衆損害事故 工事作業に起因して工事関係者以外の者（以下「第三者」という。）が死傷した事故をいう。
- (9) 物損公衆損害事故 工事作業に起因して第三者の財産に損害を与えた事故をいう。
- (10) 第三者賠償額 受注者が公衆損害事故について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う場合において、第2章の規定により算定した額をいう。
- (11) 指名停止 「鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱」（以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止をいう。
- (12) 文書注意 指名停止要綱第12条に基づき、本県が書面で行う警告又は注意の喚起をいう。
- (13) 口頭注意 指名停止要綱第12条に基づき、本県が口頭で行う警告又は注意の喚起をいう。
- (14) 評定者 鹿児島県工事成績評定要領第4条に規定する総括監督員をいう。

第2章 工事事故の規模

(死傷公衆損害事故の第三者賠償額)

第3条 死傷公衆損害事故に関する評定の基準となるべき第三者賠償額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 受注者が、工事事故に関する賠償責任保険等で弁償した場合は、その保険金等支

払額

- (2) 前号に該当せず、受注者と第三者で示談が成立した場合は、第三者が受領した金額
 - (3) 前各号に該当しない場合は、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」(金融庁・国土交通省告示)に基づいて算定した保険金額
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者が、第三者賠償額を証する資料を工事完成日までに、発注者に提出できなかったときは、一人あたりの第三者賠償額は、100万円と推定する。

(物損公衆損害事故の第三者賠償額)

第4条 物損公衆損害事故に関する評定の基準となるべき第三者賠償額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 受注者が、工事事故に関する賠償責任保険等で弁償した場合は、その保険金等支払額
 - (2) 前号に該当せず、受注者と第三者で示談が成立した場合は、第三者が受領した金額
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者が、第三者賠償額を証する資料を工事完成日までに、発注者に提出できなかったときは、一人あたりの第三者賠償額は、100万円と推定する。

(複数の工事事故)

第5条 当該工事の休業日数は、工事の期間中の全ての工事関係者の休業日数を合計した日数とする。

- 2 当該工事の第三者賠償額は、工事の期間中の全ての第三者賠償額を合計した金額とする。
- 3 同一の工事事故で物損公衆損害事故及び死傷公衆損害事故が発生したときは、これを死傷公衆損害事故として取扱う。

第3章 減点

(工事関係者事故)

第6条 工事関係者事故に対する減点は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 工事関係者が死亡した場合 1名につき8点
 - (2) 当該工事の休業日数が30日以上の場合 5点
 - (3) 当該工事の休業日数が4日以上30日未満の場合 3点
 - (4) 当該工事の休業日数が1日以上4日未満の場合 1点
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者の安全管理の不適切な程度が軽微であると認められる場合は、同項第2号の場合は3点に、第3号及び第4号の場合は0点に減輕することができる。

(死傷公衆損害事故)

第7条 死傷公衆損害事故に対する減点は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 第三者が死亡した場合 1名につき8点
- (2) 当該工事の第三者賠償額が100万円以上の場合 8点
- (3) 当該工事の第三者賠償額が10万円以上100万円未満の場合 5点
- (4) 当該工事の第三者賠償額が10万円未満の場合 3点

(物損公衆損害事故)

第8条 物損公衆損害事故に対する減点は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 当該工事の第三者賠償額が100万円以上の場合 8点
- (2) 当該工事の第三者賠償額が10万円以上100万円未満の場合 5点
- (3) 当該工事の第三者賠償額が10万円未満の場合 3点

2 前項の規定にかかわらず、受注者の安全管理の不適切な程度が軽微であると認められる場合は、同項第1号の場合は5点に、第2号の場合は3点に、第3号の場合は0点に減輕することができる。

(減点)

第9条 当該工事についての減点は、第6条から前条までの規定により算定した減点数を合計した数とする。

附則

この基準は、平成29年1月1日から施行する。